

次の各場合のすべてにおいて 約束手形の振出人Aの抗弁の存在について手形所持人Bが悪意であるものとして、BのAに対する請求が認められるか。

1 受取人でBへの裏書人であるCに対して、Aが手形の満期において、手形との関係で相殺適状に達する金銭債権を有する場合

2 手形が金融業者であるBから受取人Cに金融を得させる目的で振り出されたものである場合

問題文解析

本件1・2の事情を見る限り、すべて原因関係上の問題がある場合ばかりである。人的抗弁が発生する場合がすべて原因関係に関する事情とは限らない(例えば、争いがあるが弁済済みの抗弁は手形債務が消滅するが人的抗弁とされる)。しかし、通説に立つ限り、原因関係に関する事情がある場合は、すべて人的抗弁の問題と言って差し支えない。

よって、本件ではもっぱら17条の解釈を問題とすればよいことになる。しかも、Bは抗弁の存在について悪意であるから、17条ただし書の解釈をすることになる。

まず、1の場合は相殺の抗弁である。これは、単に抗弁の存在に悪意だというだけでは害意があることにはならない典型的な場合である。よって、論証をしっかりと覚えていれば対応は可能である...が、その説明の際にはどのような場合に害意が認められるのかという点まで簡単に触れると論述に説得力が出てくるだろう。

次に、2の場合は金融を得させる目的での手形振出であるから、Aが融通手形の抗弁を持っている場合である。そこで、融通手形の抗弁について害意が認められる場合はどのような場合かを説明することになる。こちらにも、単に抗弁の存在に悪意というだけでは害意があるとはいえないものである。そして、説明の際には、どのような場合に害意があるといえるかまで簡単に論じるのがよい。害意が認められるような事情は本小問では見られないから、簡単に論じるのもコツである。

解答例

一 1の場合について

1 手形上の関係からは、BがAに手形金請求をすることの障害はない。しかし、本件では、振出人Aは、Cへの反対債権に基づく相殺の抗弁を主張して手形金の支払を拒むことが考えられる。

この点、裏書譲渡がされた場合、抗弁は切断される(17条本文)が、本件Bは抗弁の存在に悪意である。この場合、同条ただし書の適用により抗弁の承継が認められる可能性がある。

本件Bは「害スルコトヲ知リテ」(17条ただし書)手形を取得したといえるか。その意味が明らかでな

原因関係に問題があることを指摘する

Bが請求できないとした場合の法的根拠、17条ただし書を示す

問題提起

く、問題となる。

|